

# 青年部会会則

青年部会会費規程

青年部会慶弔見舞金規程

青年部会旅費規程

青年部会表彰規程

一般社団法人

神奈川県トラック協会

# 青年部会 会則

一般社団法人神奈川県トラック協会

## 第1章 総 則

(青年部会の設置及び規定)

第1条 定款41条により、一般社団法人神奈川県トラック協会（以下当協会）内に青年部会を設置し、この会則により運営する。

(名称)

第2条 この部会は、一般社団法人神奈川県トラック協会青年部会と称する。

(所在地)

第3条 この部会は事務所を、横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館内におく。

## 第2章 目的及び事業

(青年部会の目的)

第4条 この部会は、会員相互の親睦と連携を密にし、青年経営者並びに幹部社員としての研鑽をつみ、当協会の事業活動への参画・協力を通じて、貨物自動車運送事業の振興を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第5条 この部会は、当協会定款第3条及び本会則第4条の目的を達成する為、下記の事業を行う。

- (1) 物流環境の変化に適切に対応するための近代化・合理化に関する情報の収集並びに諸施策の研究及び調査の実施。
- (2) 未来の事業経営を創造するため (1) の研究・調査に関する意見の具申及び常設の学びの場（研修会等）による人材の養成。
- (3) 運輸事業の発展に係る諸施策等の見学会の開催。

- (4) ヒューマンネットワーク構築を図るための諸事業の開催。
- (5) その他本会の目的達成上必要と認める事項。

### 第3章 会 員

#### (事業年度)

第6条 この部会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

#### (会員資格)

第7条 この部会の会員は、当協会の会員たる事業所の経営者並びに経営に携わる若手社員で年齢45歳未満の者とする。ただし、会員が年度途中で45歳を迎えた場合、その年度内は会員としての資格を有する。

#### (入会)

第8条 この部会は、入会申込書を幹事会にて審議・承認の上、会費の納入をもって入会とする。

#### (退会・会員資格の喪失)

第9条 会員所属の事業所が当協会の会員たる資格を喪失した日、もしくは会員の退会希望があり、青年部会幹事会にて審議の上、承認をされた日をもって退会とする。

#### (除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 当協会若しくは本会の名誉を汚し、又は信用を失墜させるような行為があったとき。
  - (2) 会則又は総会の決議を無視するような行為があったとき。
- その他除名すべき正当な理由があるとき。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成し、その構成員の過半数の出席によって成立する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支報告
- (3) 幹事選任又は解任
- (4) 会則の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 当協会理事会への上程事項
- (7) その他、部会長が特に必要と認めた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年事業年度終了後3か月以内に1回開催する。ただし、必要が有る場合は青年部会幹事会に諮り臨時総会を開催することができる。

(議長)

第14条 総会の議長は部会長あるいは、部会長が指名したものがこれにあたる。

(表決権)

第15条 会員はそれぞれ1個の表決権を有する。

2. 青年部会総会は、総会員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

3. 青年部会総会の議事は、出席会員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

4. 青年部会総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができ

る。この場合にはその会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第16条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 総会が開催された日時及び場所
- (2) 総会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 総会に出席した会員の氏名
- (4) 総会議長の氏名
- (5) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2. 議事録には、その会議に出席した会員のうちから選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

3. 第1項の規定により作成した議事録は、本会の主たる事務所に5年間備え置くものとする。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第17条 この部会の役員定数は、次の通りとする。

- |      |      |
|------|------|
| 部会長  | 1名   |
| 副部会長 | 5名以下 |
| 監事   | 2名   |
| 運営専務 | 1名   |
| 会計   | 2名以下 |

2. 青年部会幹事の定数は、役員を含み37名以下とする。

(任期)

第18条 青年部会役員任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

2. 補充のために選任された青年部会幹事の任期は、残任期間とする。

(役員・幹事の選任)

第19条 次年度部会長は、本年度の青年部会役員推薦をもって選任され、青年部会総会において議決を得た後、当協会の理事会の承認を得なければならない。

2. 次期青年部会幹事は、青年部会会員の内から次年度部会長の推薦により選出され、青年部会総会において承認を得る。
3. 次年度青年部会役員（部会長を除く）及び役職は、次期青年部会幹事から選出され青年部会総会において承認を得る。

（役員の仕事）

第20条 部会長は、この部会を代表し会務を総括する。

2. 副部会長は部会長を補佐し、必要に応じて部会長の職務を代行する。
3. 青年部会幹事はこの部会の業務を執行する。
4. 青年部会監事はこの部会を監査し、青年部会総会にその結果を報告する。
5. 青年部会運営専務は、部会長及び副部会長を補佐し、この部会の業務を把握する。
6. 青年部会会計は、青年部会会費の徴収及び会計業務を執行する。

（顧問・相談役・直前部会長及びOB会）

第21条 この部会は必要により、青年部会顧問・青年部会相談役・直前部会長及びOB会を置くことができる

## 第6章 幹事会

（構成）

第22条 青年部会幹事会は幹事をもって構成し、その構成員の過半数の出席によって成立する。

（開催）

- 第23条 幹事会は毎月1回部会長が招集する。
2. 部会長が必要と認めたとき、臨時幹事会を招集することができる。

（権限）

第24条 幹事会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の入会・退会
- (2) 議案の承認
- (3) 幹事職務の変更

(幹事会の議決)

第25条 幹事会は出席幹事の3分の2以上の議決をもって決する。

2. 幹事会に出席できない幹事は、他の出席幹事に表決権の行使を委任することができる。この場合にはその幹事は出席したものとみなす。

## 第7章 委員会・分科会

(委員会及び分科会)

第26条 第5条の事業遂行のため、必要により青年部会内に分科会及び委員会を置くことができる。

(委員会及び分科会の議決)

第27条 委員会・分科会の議決は出席会員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

## 第8章 会計

(会計)

第28条 この部会の運営費は別途定める会費規程により徴収される収入をもってこれを充てる。

2. 部会の運営費には、当協会から受ける青年部会運営費用が有り、使用の可否、報告は幹事会決議後、当協会理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第29条 この部会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

## 第9章 報告と承認

(報告)

第30条 部会長は、この部会で行う事業及び会議の報告を必要に応じて、所定の様式に記載してこの部会を所管する当協会常任委員会委員長に提出するもの

とする。

2. 部会長は、当協会理事の要請に基づき、この部会の活動経過及び結果を当協会理事会に報告しなければならない。

(承認)

第31条 第12条による決議及び当協会です別途定めた事項については、当協会の理事会の承認を得なければならない。

## 第10章 雑則

(会則の変更)

第32条 この会則は、青年部会総会において出席会員の過半数の議決を得た後、当協会の理事会の承認により変更することができる。

(細則)

第33条 この会則に定めるもののほか、青年部会の事業運営上必要な細則は青年部会幹事会の議決を得て部会長が別に定める。

2. 表彰を行う時は、別に定める表彰規定によりこれを行う。
3. 慶弔金及び見舞金の支給については、別に定める慶弔見舞金規定による。
4. 対外交流等に出張する場合の旅費の支給は、別に定める旅費規程による。

附 則

1. この規定は、一般社団法人の認可を受け移行登記をした日から施行する。
2. この規程は、2016年11月26日の2016年度第1回臨時総会において一部改正を承認、2017年4月1日より施行する。
3. この規程は、2020年5月29日の書面決議による2020年度第1回通常総会において一部改正を承認、2020年6月1日より施行する。



## 青年部会会費規程

(会費の徴収)

第1条 青年部会会則第20条によりこの部会の会費について次の通り定める。

(会費の額)

第2条 会費は、年額1人20,000円とする。

2. 新規入会者の会費は、次の通りとする。

(1) 年度前期 9月迄の入会者は、20,000円

(2) 年度後期 10月以降の入会者は、10,000円

(納入方法)

第3条 会費は、会員より指定口座へ直接納入する。

(脱会)

第4条 納入された会費は、脱会であっても返戻しない。

(臨時会費)

第5条 部会長は、必要に応じて、幹事会に諮り、臨時会費を徴収することができる。

附則

1. この規定は、一般社団法人の認可を受け移行登記をした日から施行する。

## 青年部会慶弔見舞金規程

目的)

第1条 この規定は、会員に慶弔のあったとき慶弔金及び見舞金の支給について定める。

(範囲)

第2条 慶弔金及び見舞金を支給する場合は、次の各号の通りとする。

1. 結婚祝金
2. 弔慰金
1. 傷病見舞金
2. 災害見舞金
3. その他慶弔見舞金

(結婚祝金)

第3条 会員が結婚したときは、次により、結婚祝金を支給する。

金額 10,000円

(弔慰金)

第4条 会員が死亡したときは、その遺族に対し、弔慰金を支給する。

金額 30,000円

(傷病見舞金)

第5条 会員が傷病のために、入院が引き続き1か月以上に及んだときは見舞金を支給する。

金額 5,000円

(災害見舞金)

第6条 会員の居住する住宅もしくは、当該事業に関する社屋が災害により損害を受けたときは、見舞金を支給する。

金額10,000円

(その他慶弔見舞金)

第7条 前条に定めないものでも、支給の必要のあるときは、部会長の判断にて支給し、青年部会幹事会に報告する。

附則

1. この規定は、一般社団法人の認可を受け移行記した日から施行する。

# 青年部会旅費規程

## （目的）

第1条 この規定は、会員が、この部会の事業のうち対外交流等に出張する場合の旅費の支給について定める。

## （種類）

第2条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。

## （計算）

第3条 旅費は最も経済的な経路及び方法により計算する。（起点は当会事務所、新横浜駅からとする）

第4条 出張中自己の都合によって用務を弁じないときは、その期間の旅費は支給しない。

第5条 出張で旅費の概算支払いを受けようとする者は、出発前に出張伺書を提出し、概算支払いを受けることができる。但し、概算支払いを受けた場合は帰着後、旅費の精算をしなければならない。

## （出張）

第6条 会員の出張については、青年部会幹事会の承認を得る。

## （その他旅費）

第7条 特別の事由により、本規定により難しい場合の旅費の支給については、その都度部会長が別に定める。

## 附則

1. この規定は、一般社団法人の認可を受け移行登記をした日から施行する。
2. この規程は、2016年11月26日の2016年度第1回臨時総会において一部改正を承認、2017年4月1日より施行する。

# 青年部会表彰規程

第1条 この表彰規定は、青年部会会則第25条第2項により次の通り定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、部会長賞、最優秀委員会賞、優秀副委員長賞、優秀委員賞とし、その他部会長が必要と判断した賞を別途定めることができる。

(表彰対象)

第3条 表彰の対象は、次の通りとする。

- |             |          |
|-------------|----------|
| (1) 部会長賞    | 個人もしくは団体 |
| (2) 最優秀委員会賞 | 1委員会     |
| (3) 優秀副委員長賞 | 2名以内     |
| (4) 優秀委員賞   | 6名以内     |
| (5) その他     | 若干名      |

(推薦者)

第4条 表彰の推薦者は、次の通りとする。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| (1) 部会長賞    | 部会長           |
| (2) 最優秀委員会賞 | 副部会長・運営専務     |
| (3) 優秀副委員長賞 | 副部会長・運営専務・委員長 |
| (4) 優秀委員賞   | 委員長           |
| (5) その他     | 部会長           |

(期日)

第5条 推薦者は2月の青年部会幹事会の10日前迄に別紙「表彰推薦書」を青年部会事務局に提出する。青年部会事務局は取りまとめた表彰推薦書を、青年部会正副部会長に提出し、公正慎重な審議を経て決定し表彰する。決定を得た後に青年部会所管委員会が表彰状、商品の準備を行い、年度末に行われるアワードにおいて表彰する。

(その他表彰)

第6条 この規定に定めのない事項、もしくは疑義のあるときは、その都度青年部会正副部長にて協議の上、決定する。

附則

1. この規定は、一般社団法人の認可を受け移行登記をした日から施行する。
2. この規程は、2016年11月26日の2016年度第1回臨時総会において一部改正を承認、2017年4月1日より施行する。